

ID: 310

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	監督処分		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市風致地区内における建築等の規制に関する条例 第6条第1項		
例 規 番 号	平成26年条例第41号		
【根拠条文】 (監督処分) 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、風致を維持するため必要な限度において、第2条第1項の許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。 (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者 (2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者 (3) 前条第2項の規定により許可に付された条件に違反している者 (4) 詐欺その他不正な手段により第2条第1項の許可を受けた者 2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、市長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 311

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	工事停止等措置命令		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市住みよいまちづくり条例 第17条第2項		
例 規 番 号	平成12年条例第16号		
【根拠条文】 (違反者等に対する措置) 第17条 市長は、次に掲げる行為をした事業主等又は建築主等に対し、当該工事の施工の停止、中止その他の必要な措置を勧告することができる。 (1) 第6条第1項又は第7条第1項若しくは第3項に規定する届出をせず、宅地開発又は建築物の工事に着手したとき。 (2) 第6条第2項若しくは第7条第2項に規定する適合通知書の交付を受ける前又は第6条第3項若しくは第7条第4項の協定を締結する前に、宅地開発又は建築物の工事に着手したとき。 (3) 第6条第2項若しくは第7条第2項に規定する適合通知書の交付を受けた内容又は第6条第3項若しくは第7条第4項に基づき締結した協定の内容に違反し、宅地開発又は建築物の工事をしたとき。 2 市長は、事業主等又は建築主等が、前項に規定する勧告に従わず、かつ、その不履行を放置することが、健全で快適な住環境の維持、保全及び育成に著しく反すると認める場合には、当該事業主等又は建築主等に対して、当該工事の施工の停止、中止その他の必要な措置を命令することができる。 3 市長は、前項の規定により当該工事の施工の停止、中止その他の必要な措置を命令するときは、あらかじめ、その措置を命じようとする者の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 313

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	まちづくり活動団体の認定の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市住みよいまちづくり条例 第19条の3第1項		
例 規 番 号	平成12年条例第16号		
【根拠条文】 (まちづくり活動団体の認定の取消し) 第19条の3 市長は、前条第1項の規定により認定したまちづくり活動団体が、同項各号の規定に該当しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 2 まちづくり活動団体が、前条第1項の規定により受けた認定の取消しを申し出るときは、市長に届け出なければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 316

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市住みよいまちづくり条例 第25条		
例 規 番 号	平成12年条例第16号		
【根拠条文】 (過料) 第25条 市長は、事業主等及び建築主等が、第17条第2項の規定による命令に従わないときは、5万円以下の過料を科する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 318

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	中止命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市生活環境保全のための建築等の規制に関する条例 第10条		
例 規 番 号	平成8年条例第1号		
【根拠条文】 (中止命令等) 第10条 市長は、第4条第1項に規定する市長の同意を得ずに、建築確認申請書を提出した者又は遊技場若しくはホテルへの用途の変更をする者に対し、中止命令書により建築の中止を命ずることができる。 2 市長は、建築物がこの条例及びこの条例に基づく規則に違反していると認める場合においては、建築主に対し、是正措置命令書により原状回復その他の是正措置を命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 321

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	違反工作物に対する措置命令		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市都市景観条例 第16条第1項		
例 規 番 号	平成21年条例第25号		
【根拠条文】 (違反工作物に対する措置) 第16条 市長は、第14条の規定に違反した工作物があるときは、建設等工事主(工作物の建設等をする者をいう。以下同じ。)、当該工作物の建設等の工事の請負人(請負工事の下請人を含む。以下この章において同じ。)若しくは現場管理者又は当該工作物の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該工作物に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該工作物の改築、修繕、模様替、色彩の変更その他当該規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。 2 市長は、前項の規定による処分をした場合においては、標識の設置その他規則で定める方法により、その旨を告示しなければならない。 3 前項の標識は、第1項の規定による処分に係る工作物又はその敷地に設置することができる。この場合においては、同項の規定による処分に係る工作物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。 4 第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、市長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長の命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ告示しなければならない。 5 前項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 324

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	許可の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市屋外広告物条例 第21条		
例 規 番 号	平成27年条例第54号		
【根拠条文】 (許可の取消し) 第21条 市長は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可を取り消すことができる。 (1) 第13条第1項(第15条第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可に付した条件に違反したとき。 (2) 第15条第1項の規定に違反したとき。 (3) 次条第1項の規定による市長の命令に違反したとき。 (4) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 325

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	措置命令		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市屋外広告物条例 第22条第1項		
例 規 番 号	平成27年条例第54号		
【根拠条文】 (措置命令) 第22条 市長は、この条例又はこの条例の規定による許可に付した条件に違反した広告主又は広告物等管理者に対し、当該広告物等の表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上の期限を定め、当該広告物等の改修、移転、除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。 2 市長は、前項の措置を命じようとする場合において、当該広告主又は広告物等管理者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、広告物を掲出する物件を除却する場合においては、5日以上を期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 326

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	駐車施設附置等措置命令		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市建築物における駐車施設の附置等に関する条例 第12条第1項		
例 規 番 号	昭和59年条例第1号		
【根拠条文】 (措置命令) 第12条 市長は、第2条から第4条まで、第6条又は第10条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて駐車施設の附置、現状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命じることができる。 2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行なうものとする。 3 前項に規定する措置命令書の様式は、規則で定める。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日